

日本身体障害者アーチェリー連盟登録選手にかかる クラス分けの実施に関する要綱

(クラス分けの意義と必要性)

第1条 身体障害者のアーチェリー競技において、車いす使用者と片足切断者、あるいは車いす使用者であっても下肢麻痺者と四肢麻痺者というように、障害の種類や程度が異なる者が同じ競技の種目で競い合うと、競技力以外の要素で勝敗が決まるという不公平が生まれる可能性がある。そこで、障害の種類や程度の異なる者が、平等な条件のもとで競技に参加できるようにするため障害の種類や程度などの医学的側面や、競技に関連する運動機能面などによっていくつかのクラスに分類し、そのクラスごとに競技を行うことが必要である。

このクラスに区分することを「クラス分け」という。

2 この要綱は「クラス分け」の実施に関し必要なことを定めることを目的とする。

(クラス分けを受ける義務)

第2条 前条の「クラス分けの意義と必要性」にもとづき、日本身体障害者アーチェリー連盟(以下「連盟」または「JAFD」という。)に登録する選手は、連盟が主催または後援し、国際ルールを適用する大会や国際大会に出場する場合には、クラス分けを受けた者でなければならない。

ただし、身体障害者であって大会にオープン参加として出場しようとする者は、クラス分けを受けていなくても良いこととし、この場合は成績の順位の対象にはしないこととする。

(クラス分けの対象者)

第3条 クラス分けの対象となる者は、連盟が主催または後援する大会、あるいは国際大会に出場する選手とし、身体障害者手帳を所持する肢体障害者(肢体不自由)に限るものとする。

(クラスの種類)

第4条 連盟がクラス分けを行うクラスは、IPCアーチェリークラス分けルールにもとづき、次のとおり3種類(サブクラスを含めると5種類)とする。

クラス	障害の基準
ARW1	車いす使用の四肢麻痺者(頸髄損傷)もしくはそれに相当する者
(ARW1-C)	ARW1の中でより重度の障害がある者
ARW2	車いす使用の対麻痺(胸・腰髄損傷)もしくはそれに相当する者
ARST	立位もしくは椅子に座って競技する者
(ARST-C)	ARSTの中で上肢の障害がある者

(注)1. ()はサブクラスを示す。

(注)2. 詳細については、IPCクラス分けルールを参照すること。

(クラスの区分と区分により適用される大会)

第5条 クラスはクラス分けが行われる大会が国際大会である場合は「国際クラス」、国内の大会である場合は「国内クラス」の二つに区分し、その区分により適用される大会は次のとおりとする。

区分	適用される大会
国際クラス	国際大会および国内の大会に適用される
国内クラス	国内の大会にのみ適用される

2 クラス分けを受けた選手は、その区分に応じた「クラス分け証」が交付される。なお、国際クラスにおいてIPCクラシファイヤーにより「恒久的クラス分け」の認定を受けた選手は、「PPS」のマークが記されたクラス分け証が交付される。

(クラシファイヤーの区分別資格)

第6条 クラシファイヤー(クラス分け判定者)の区分とその資格は次のとおりとする。

(1) IPC INTERNATIONAL CLASSIFIER (IPC-IC)

IPCアーチェリー公認の国際クラシファイヤーで、国際大会または国内大会においてクラス分けを行うことができる。

(2) IPC NATIONAL CLASSIFIER (IPC-NC)

IPCアーチェリー公認の国内クラシファイヤーで、国内大会においてクラス分けを行うことができる。

(3) JAFD クラス分け委員

JAFD公認の国内クラシファイヤーで国内大会においてクラス分けを行うことができる。

(クラシフィケーションの区分)

第7条 クラシフィケーション(クラスの認定)の区分は次のとおりである。

(1) IPC INTERNATIONAL CLASSIFICATION

第4回IPC世界アーチェリー選手権大会(2003年9月)以降の国際大会において認定されたクラス。

(2) IPC NATIONAL CLASSIFICATION

上記より過去の国際大会において認定されたクラス。

(3) JAFD NATIONAL CLASSIFICATION

日本身体障害者アーチェリー連盟が主催または後援する国内の大会において認定されたクラス。

(クラス分け委員会の設置)

第8条 クラス分けを適正かつ円滑に実施するため、クラス分け委員会(以下「委員会」という)を設置する。

2 委員会はこの要綱の定めるところにしたがい、次の業務を行う。

(1) 連盟に登録した選手に対するクラス分けの実施

(2) クラス分けの実施に必要なスタッフの養成と、技術向上のための講習会、研修会の開催

(3) クラス分けについての理解と普及を図るための情報の提供及び啓発活動

(4) その他クラス分けの推進について必要な事項

(委員会委員の選任と委員会の構成)

第9条 委員会の委員は連盟のクラス分け担当理事及びクラス分け委員として連盟に登録された者を理事会で選任し、会長が委嘱する。

2 委員会は委員長1名、副委員長2名、委員若干名をもって構成する。委員長および副委員長は委員会の互選により決定する。

3 委員長は委員会を統括、代表する。副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故がある時は定められた順序に従いその職務を代行する。委員はクラス分けの業務を行う。

4 委員会の開催及び会議の運営方法については委員会が定める。

(クラシフィケーションチームによるクラス分けの実施)

第10条 クラス分けはメディカル部門およびテクニカル部門の委員3名以上が一つのチームを構成(クラシフィケーションチーム CLASSIFICATION TEAM)して、第11条に規定する手順にしたがい実施するものとする。

この場合、1名はメディカル部門の委員でなければならない。

(クラス分けの基本的手順)

第11条 登録選手に対するクラス分けの基本的手順は次のとおりとする。

クラス分けを受けようとする選手は別に定める「クラス分け申請書」を連盟のクラス分け担当者に提出する(クラス分け委員に直接手渡してもよいこととする)。

連盟は申請した選手に対し、クラス分けを実施する日時会場等について通知する。

クラス分けが行われる当日、選手は会場の受付でクラス分けを受けることの「同意書」に署名する。署名しない場合はクラス分けを受けることができない。

同意した選手は「クラス分けカード」に所要事項を記入する。

連盟のクラス分け委員は選手に対し次のことを行う。

- ・ 障害等についての問診
- ・ 筋力テスト、運動範囲テスト、協調性テスト
- ・ シューティングテスト(競技観察)

クラス分け委員は にもとづきクラス分けの仮決定を行う。

選手はクラス分け委員よりクラスの仮決定について説明を受け、これを了承する場合はその旨「クラス分けカード」に署名する。

選手が仮決定を承諾しない場合は、クラス分け委員より仮決定の判定の詳細について説明を受け、質疑を行ったうえで選手自身が次のいずれかを選択することとする。

- ・ 仮決定を承諾する
- ・ 改めてクラス分けを受けることとし、クラス分けの再申請をする
- ・ クラス分けを受けないこととする

仮決定を了承した選手に対してクラス分け委員は競技観察(パフォーマンスチェック)を行い、 の各種テストとの整合性を確認する。

クラス分けが行われている間、選手はクラス分け委員の指示に従わなければならない。選手が指示に従わず必要な手順をふまない場合は、クラス分けを受けることが

できない。

クラス分け委員はクラス分けの仮決定と競技観察の結果を基に判定を行い、クラスの認定を行う。

連盟はクラス分け委員会の認定にもとづき、選手に対し「JAFD クラス分け証」を交付する。

クラス分け委員会において、最終的にいずれのクラスにも適合しないと判定された選手に対しては、連盟は判定の結果と判定理由を通知するものとする。

なお、当該選手は改めてクラス分けを受けることができる。また、クラスが決定されるまでの期間に大会にはゲストとして出場できるが、成績の順位の算定の対象とはしないこととする。

(決定されたクラスの変更)

第 12 条 決定されたクラスは次のような場合には変更されることがある。

(1) 自動的に変更される場合

ア 選手が国際大会において国際クラスの決定を受けた場合、その決定は国内クラスより優先して適用される。

イ IPC または連盟のクラス分けに関する規定が変更され、クラスの変更が必要になった場合。

(2) 再クラス分けにより変更される場合

ア シューティングテストや大会での継続的な競技観察によって、クラス分け委員会がクラスの変更が適切であると認めた場合。

イ 選手から障害が変化したことによる障害者手帳の更新を示す書類や医学的診断書類の提出があり、クラスの変更が適切であると判断された場合。

ウ 選手が補助具等を変更したことにより、クラスまたは補助具の変更が必要であると認められる場合。

エ 疑義の申し出が認められ、クラスの変更が必要とされた場合。

2 選手がクラスの変更を申請する場合は別に定める申請書を用いることとし、添付する書類は次のとおりとする。

(1) 国際クラスの決定による場合は、それを証する書類の写し

(2) 障害の変化による場合は、変化を証する医師の診断書及び更新された障害者手帳の写し

(3) 補助具等を変更した場合は、変更の理由と内容を具体的に説明した書類

3 次の場合にあっては選手の申請は必要としない。

(1) IPC や連盟のクラス分けに関する規定が変更された場合

(2) クラス分け委員会がクラスの変更が適切であると認めた場合

(3) 疑義の申し出にもとづきクラスが変更される場合

(他者のクラス分けに関する疑義の申し出)

第 13 条 選手は他者である選手のクラスについて疑義がある場合は、連盟に対し文書をもって疑義を申し出ることができる。

2 クラス分け制度の健全な運営を図るためには、疑義は恣意的なものでないことが求め

られることから、疑義の申し出に際しては他の選手 2 名の参考意見を文書にして添付しなければならない。

- 3 クラス分け委員会は申し出があった疑義について、現在のクラス分けが判定された際のデータを検証し非公式な競技観察を行うなど、慎重に検討することとする。
- 4 検討の結果、疑義が妥当と認められる場合は、被疑義者のクラス分けについて見直しを行う。また、疑義が妥当でない認められる場合は、その申し出者に通知するものとする。
- 5 クラス分けの見直しは被疑義者にその旨を通知したうえで、第 11 条の から の規定に準じた手順により再判定する。判定の結果は被疑義者及び申し出者に通知するものとする。
- 6 被疑義者はクラス分け委員会が決定したクラス分けの見直しをすること及び見直しの結果について拒否することはできない。
- 7 疑義に関する決定に対して申し出者はこれを不服として反対し、または再度の疑義申し出をすることはできない。
- 8 疑義を申し出た者及び疑義について参考意見を添えた者は、疑義に関する情報を他に洩らしてはならない。これに反した場合は、疑義の申し出を無効とする。
- 9 本条に規定することのほか、疑義の申し出にかかることはクラス分け委員会が別に定める。

(クラス分け委員の資格)

第 14 条 クラス分け委員の資格条件は次のとおりとする。

(1) メディカル部門の委員

- ア 医師であってスポーツドクターまたはリハビリテーション医の資格を有する者
- イ 理学療法士または作業療法士の資格を有する者で経験 3 年以上の者

(2) テクニカル部門の委員

- ア JSAD (財団法人 日本障害者スポーツ協会) 公認の中級スポーツ指導員以上の資格を有する者
 - イ 連盟のコーチの経験を有する者
 - ウ 連盟の選手として 5 年以上の競技経験を有し、クラス分け業務に意欲のある者
 - エ 委員会が適任として推薦する者
- 2 前項に規定する資格要件は第 15 条に規定するクラス分け委員養成講習会の受講資格とする。

(クラス分け委員の養成)

第 15 条 委員会は JAFD クラス分け委員を養成するため各種の大会にあわせて講習会を開催することとする。

- 2 前条第 2 項に規定する受講資格を有しかつ受講を希望する者は、受講資格を証明する書類を添えて連盟事務局に申込み。
- 3 事務局は申込者の受講資格を審査して受講の可否を決定し、その旨を通知する。
- 4 委員会は受講者の決定を受けて講習会を計画し、講習会開催の日時、場所、内容を受講者に通知する。

(クラス分け委員養成講習会の内容)

第 16 条 講習会は連盟が主催または後援する各種大会の開催にあわせて実施する。

2 講義および実習の内容は次のとおりとする

(1) 講義

講義は 1 大会につき 1 単位とし、1 大会で 1 単位取得する

ア クラス分けシステムについて

イ IPC クラス分けルールについて

(2) 実習

実習は 1 大会につき 1 単位とし、2 大会で 2 単位取得する

ア ベンチテスト

イ シューティングテスト(競技観察)

3 委員会は受講修了者に対し講習会修了証明書を交付する

(クラス分け委員の登録)

第 17 条 講習会を修了し講習会修了証明書の交付を受けた者は、JAFD クラス分け委員登録申請書に次の書類を添えて連盟事務局に登録の申請を行う。

- ・ JAFD クラス分け委員養成講習会修了証明書(写し)
- ・ 顔写真(縦 4cm×横 3cm、最近 3 ヶ月以内に撮影したもの)

2 登録の申請を受理した事務局は内容を確認のうえ「JAFD クラス分け委員登録台帳に記載して登録し、申請者に対して「JAFD クラス分け委員登録証」を交付する。

3 登録証の交付を受けた者は JAFD 公認クラス分け委員として連盟会長の委嘱を受けクラス分け委員会に所属し、委員会の業務計画にしたがいクラス分けの業務を行う。

4 クラス分け委員はクラス分けの業務を行う場合には、登録証を常に携行するものとする。

附 則

1 . この要綱は平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

2 . この要綱が施行される前に、IPC および JAFD 公認のクラシファイヤーの資格を有し登録されている者は、この要綱にもとづく資格を有し登録された者とみなす。

3 . この要綱が施行される前にクラス分けを受けている者は、この要綱にもとづくクラス分けを受けた者とみなす。

4 . この要綱を改正する場合は、理事会で審議し議決しなければならない。

様式を定めるもの

- 1 クラス分け申請書
- 2 クラス分け同意書
- 3 クラス分けカード
- 4 JAFD クラス分け証
- 5 クラス分け疑義申し出書
- 6 クラス分け疑義申し出参考意見書
- 7 クラス分け変更申請書
- 8 クラス分け委員養成講習会受講申込書
- 9 講習会修了証明書
- 10 JAFD クラス分け委員登録証
- 11 JAFD クラス分け委員委嘱状